損害賠償等請求訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成30年5月18日から同年6月20日の期間に募集を行った、除染事業資金のためのファンド(以下、「除染ファンド」といいます。)および公共事業コンサルティング事業資金のためのファンド(以下、「公共コンサルファンド」といいます。)の貸付先に対し、下記のとおり、損害賠償等請求訴訟を提起することとしましたので、お知らせいたします。

記

1. 該当するファンド

- ・除染ファンド:債権担保付ローンファンド139号~146号,155号~158号
- ・公共コンサルファンド: 債権担保付ローンファンド 147 号~154 号

2. 本件訴訟の内容

本件訴訟にて当社は、貸付先に対して、錯誤による契約取消と損害賠償請求として金8億4,000万円及びこれに対する本件訴状送達の日から支払い済みまで、年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めます。

3. 本件訴訟の経緯及び本件訴訟の提起による出資者の皆様への影響

除染ファンドについて

当社は、除染ファンドの取り組みにあたり、貸付先から以下の説明を受け、当社 所定の貸付審査を経て、該当ファンドの貸付を行っております。

- (1) 当該除染事業は復興庁や環境省の予算によって実行されること。
- (2) 採用される除染方式は有効性が確認されており、実施体制も確立されていること。
- (3) ファンド資金の資金使途は、協力会社への外注費や資材調達費等のプロジェクト準備資金であること。
- (4) 事業統括会社は、行政機関の地方事務所から当該除染事業を受注していること。

当社は所定の審査を終え、2018 年 6 月 11 日以降、順次ファンド資金の貸付を 実行し、同年 6 月 29 日までに合計 6 億円の貸付を完了しましたが、結果的には、 作業着手予定であった同年 9 月以降も、作業が行われていない状況となっており ました。

公共コンサルファンドについて

公共コンサルファンドでは、別途、平成 31 年 2 月 22 日付「損害賠償等請求訴訟の提起に関するお知らせ」にてご説明している高速道路工事、および上記でご説明した除染事業の 2 つの事業を主な対象として、これらを実行する事業会社に対してコンサルティングサービスを提供するための資金として、2018 年 6 月 15 日から同年 6 月 22 日の期間に、合計 2.4 億円の貸付を行っております。

しかしながら、今般、これら2つの対象事業については、何れも事業実態がない ことが判明し、当該コンサルティングサービスも実施されていないことを確認致 しました。

上記経緯のとおり、これらファンド資金の貸付契約には、貸付先からの実態と異なる申告等による当社の錯誤があったため、当該契約を取り消して貸付金の返還を求める訴訟の提起に着手致しました。

当該ファンドに関しましては、これまで利息返済等に延滞はありませんが、当社が本件訴訟に着手したことを受けて、貸付先は 2019 年 2 月分の利息返済を停止しましたので、今後、出資者の皆様への分配や元本償還が行えなくなる状況が予想されます。

本件訴訟の提起は、貸付先に該当ファンド貸付金の全額返還を求め、回収した資金を出資者の皆様へ返還することを目的としております。出資者の皆様の利益の最大化を実現することを第一に検討して決定致しましたこと、ご理解賜りたく何卒宜しくお願い申し上げます。

4. 今後の見通し

本件訴訟に関する今後の見通しにつきましては、本件訴訟の進捗に応じて、該当ファンドへの出資者の皆様へ速やかにお知らせいたします。

この度は投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑をお掛けしておりますこと、深くお詫び申し上げます。

以上